

2026（令和8）年度兵庫県会計年度任用職員 「子ども多文化共生コーディネーター」の募集要項

受付締切：2026（令和8）年1月28日（水）
第2次選考：2026（令和8）年2月4日（水）
任用期間：2026（令和8）年4月1日（水）～2027年3月31日（水）
勤務場所：兵庫県子ども多文化共生センター（芦屋市新浜町）

1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定者数	主な職務内容	勤務形態
子ども多文化共生コーディネーター	1名	・子ども多文化共生サポーター [※] の派遣調整 ・子ども多文化共生センターにおける事務全般 ・ホームページの作成及び更新等	・週29時間 ・週4日 (9:00～17:15)

※子ども多文化共生サポーターとは、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して、教職員と当該児童生徒とのコミュニケーションの円滑化を促すとともに、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど、学校生活への早期適応を促進するための支援者です。

2 受験資格

- (1) 2026（令和8）年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- (2) 外国人児童生徒教育について理解しており、具体的に助言ができる方
- (3) 外国人児童生徒に対する相談の実務経験や活動が3年以上あることが望ましい
- (4) 登録日本語教員の資格があることが望ましい
- (5) 図書、行政資料等をわかりやすく、使いやすいように整理し提供できる方
- (6) Word、Excel、ホームページビルダー等のパソコン操作ができる方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (8) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を理由とするもの以外）

3 選考方法

- (1) 選考方法 応募書類による第1次選考を行い、第1次選考を通過した方に第2

次選考(面接)を実施。

- (2) 第2次選考(面接) • 実施予定日 : 2026(令和8)年2月4日(水)
• 実施予定場所 : 兵庫県立のじぎく会館
神戸市中央区山本通4丁目22番15号

※第1次審査の結果及び面接時間は、2月1日(月)までにメールでお知らせします。

※第2次審査の結果は、2月中旬に文書で通知します。

4 応募方法

応募者は、以下の2点を下記住所まで郵送ください。

- (1) 写真貼付の履歴書 1通

※履歴書には、外国人児童生徒にかかる相談の実務経験や活動等を詳しく記入してください。

※日本語以外で堪能な言語があれば、明記してください。

※履歴書に以下のアドレス(jinkenkyouikuka@pref.hyogo.lg.jp)が受信できるメールアドレスを記入してください。

※提出していただいた履歴書は返却しませんのでご了承ください。

- (2) 封筒 1通

※あて先に応募者の郵便番号、住所、名前を記入する。

※110円切手を貼る。

5 任用期間

2026(令和8)年4月1日(水)～2027(令和9)年3月31日(水)

(勤務実績に基づく能力実証等により、2回を上限に再度の任用を行う場合があります。)

6 勤務条件等

- (1) 基本報酬(地域手当に相当する報酬を含む)

月額169,100円～177,200円

※報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※基本報酬の額は、職務内容等に応じて一部変動する可能性があります。

- (2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。

- (3) 期末手当・勤勉手当

年間計4.65月(6ヶ月期2.325月、12ヶ月期2.325月(在職期間・勤務状況に応じた割り落としあり))

※任期が6ヶ月以上、勤務時間が週15時間30分以上の方が対象

- (4) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

(5) 勤務時間

週 29 時間（原則 7 時間 15 分×週 4 日）

(6) 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

その他、夏季休暇（有給・週 3 日以上勤務）等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり

(7) 社会保険

地方職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険

※週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

(8) 条件付採用

改正地方公務員法（令和 2 年 4 月 1 日施行）第 22 条第 1 項及び第 22 条の 2 第 7 項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後 1 月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

7 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) 営利企業への従事（兼業）を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
 - ・兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
 - ・兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
 - ・兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じことがあります。
- (5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。
- (6) 任用が決定した場合、自己負担による身体検査の受診が必要になります。

8 応募・問い合わせ先

兵庫県教育委員会事務局人権教育課 採用担当

〒 658-0081 神戸市東灘区田中町 5 丁目 3-23

電話番号：078-362-3792（月～金 9:00～17:00）

メールアドレス：jinkenkyouikuka@pref.hyogo.lg.jp